

●香川県告示第167号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
25-38	平成26年3月31日	医療法人社団ジーアンドケー五 番丁病院	高松市番町2丁目4番16号
25-39	平成26年3月31日	社会医療法人財団エム・アイ・ ユー麻田総合病院	丸亀市津森町219番地